

各課からのお知らせ

国勢調査2015
平成27年国勢調査の速報値



平成27年10月1日を基準日として実施した、「平成27年国勢調査」の人口速報集計結果が公表されました。本市の結果は左表のとおりです。確定人口・世帯数は10月、その他の詳しい調査結果は、総務省統計局から随時公表されます。

◆問合先
本 総合政策課 ☎(21)2306

	平成27年 (速報値)	平成22年 (確定値) ※旧西方町、旧岩舟町を含む。	増減数 (率)
人口	159,267人	164,024人	△4,757人 (△2.90%)
世帯数	57,745世帯	56,489世帯	1,256世帯 (2.22%)

年金生活者等支援臨時
福祉給付金(高齢者向け)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を対象に、給付金が支給されます。

◆支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和

和27年4月1日以前に生まれた方)

◆支給額 支給対象者一人につき3万円

◆申請手続等

給付金を受け取るためには、平成27年1月1日において住民票がある市区町村へ申請を行う必要があります。本市の具体的な申請受付時期・手続き等は、決まり次第、広報とちぎや市ホームページ等でお知らせします。

◆問合先

本 社会福祉課(4月1日から本福祉総務課) ☎(20)7710

4月1日、
新しい農業公社が誕生

4月1日、都賀町農業公社と藤岡町農業公社が合併し、市全域を対象とした「栃木市農業公社」が誕生します。農地を貸したい方、借りたい方、農業を始めたい、制度を知りたい、リタイヤしたいなど、ご相談ください。

◆問合先

都賀町農業公社 ☎(29)1411
藤岡町農業公社 ☎(62)0917

4月1日から
栃木市農業公社 ☎(20)5300

本 農 林 課 ☎(21)2385

農地転用等申請
締切日の変更

これまで農地転用等申請の締切日は毎月10日でしたが、5月より締切日が前月の末日になります(ただし、締切日が土日祝日の場合は翌平日に、12月は月末の開庁日になります。)

また、今まで農地転用等事

務処理期間は平均40日要していました。5月受付分より平均30日に短縮されます。

◆問合先

農業委員会事務局 ☎(21)2393

国民年金保険料額の改定

国民年金の保険料は毎年度改定されます。平成28年度は月額1万6260円(前年度比670円増)となります。4月上旬に日本年金機構から納付書が送られます。毎月の保険料は、翌月の末日までに納めてください。保険料を前納する時の納期限は、5月2日(月)です。

◆問合先

本 保険医療課 ☎(21)2134

大 生活環境課 ☎(43)9216

藤 生活環境課 ☎(62)0903

都 生活環境課 ☎(29)1102

西 生活環境課 ☎(92)0306

岩 生活環境課 ☎(55)7754

4月1日から

本 保険医療課 ☎(21)2134
各総合支所市民生活課窓口

国民年金保険料
学生納付特例の申請
(4月1日から)

学生で、所得が一定額以下の場合、申請をすると国民年金保険料の納付が猶予されます。

◆申請に必要なもの

- ・年金手帳
- ・学生証(写しの場合両面コピー)または在学期間がわかる在学証明書
- ・印鑑

※平成28年度に申請ができるのは、申請が受理された月から2年1か月前(平成29年3月)です。なお、平成27年度に学生納付特例を承認された方で、平成28年度も引き

続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等の印字された学生納付特例申請書(ハガキ形式)が送付されます。これを返送した方は、窓口での申請は不要です。

◆問合先

本 保険医療課 ☎(21)2134

大 生活環境課 ☎(43)9216

藤 生活環境課 ☎(62)0903

都 生活環境課 ☎(29)1102

西 生活環境課 ☎(92)0306

岩 生活環境課 ☎(55)7754

4月1日から

本 保険医療課 ☎(21)2134
各総合支所市民生活課窓口

新年度の税証明書
発行開始日

新年度分の各証明書の発行開始日は、次のとおりです。

- ・評価証明 4月1日()
- ・公課証明 5月12日()
- ・所得、課税、住民税決定証明 5月13日()
- ・給与特徴の方 5月13日()
- ・普通徴収の方 6月15日()

◆申請に必要なもの

- ・申請書(窓口設置、または市ホームページからダウンロード)
- ・本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)
- ・委任状(住民票の世帯が同一ではない方が証明を取る場合。ご家族でも必要です。)

◆問合先

本 市民税課 ☎(21)2261
大 税 務 課 ☎(43)9208
藤 税 務 課 ☎(62)0902
都 税 務 課 ☎(29)1101
岩 税 務 課 ☎(55)7757
西 地域まちづくり課 ☎(92)0304

4月1日から

本 市民税課 ☎(21)2261
各総合支所市民生活課窓口

固定資産税の縦覧

市内の固定資産価格等の縦覧を行います(※償却資産を除く)。

◆縦覧期間

4月1日(金)～5月31日(火)(土・日・祝日除く) 8時30分～17時15分

◆縦覧場所 市役所本庁舎2階資産税課窓口

◆縦覧できる方

市内にある土地や家屋に対して固定資産税が課税される方、委任を受けた方(委任状必要)、納税管理人など

◆縦覧できる事項

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在地番・地目・地積・価格)・家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)
- ※土地の所有者は土地の、家屋の所有者は家屋の縦覧帳簿を縦覧できます。

◆必要なもの

申請者の認印、申請者の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)、委任状(申請者が代理人の場合)、法人登録印または法人登録印を押印した委任状(所有者が法人の場合)

◆手数料 無料

◆問合先

本 資産税課 ☎(21)2271

障害をお持ちの65歳以上の
方へ
後期高齢者医療制度の利用

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、任意で後期高齢者医療制度を利用することができます。

◆対象者

○身体障害者手帳／1～3

級および4級の一部
☆4級の一部

- ・音声、言語機能の著しい障害
- ・両下肢のすべての指を欠く
- ・一下肢の下の2分の1以上を欠く
- ・一下肢の機能の著しい障害

○療育手帳／A1およびA2

○精神保健福祉手帳／1・2級

○障害年金／1・2級

※後期高齢者医療への加入希望の方は、障害者手帳もしくは障害年金証書・健康保険証・印かん(お持ちの方は、重度心身障がい者医療費受給資格者証・特定疾病療養受領証)をお持ちのうえ、問合先へ。

◆問合先

本 保険医療課 ☎(21)2137

大 生活環境課 ☎(43)9216
藤 生活環境課 ☎(62)0903
都 生活環境課 ☎(29)1102
西 生活環境課 ☎(92)0307
岩 生活環境課 ☎(55)7762
4月1日から

本 保険医療課 ☎(21)2137
各総合支所市民生活課窓口

障がい者等移送サービス

◆対象 車いすまたはストレッチャーの利用により、公共交通機関の利用や普通乗用車への乗り降りが困難な方で、次の①または②に該当している方

- ①要介護認定を受けている方
- ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方

◆利用できる条件

- ①市外の医療機関への通院、入院または退院する場合
- ②市外の介護保険や障がい

福祉サービス事業所を利用する場合

◆運行範囲

宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町のほか県内外の近隣市町

◆運行車両

リフト車またはスロープ車

◆運行日

平日9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

◆利用料

利用距離1キロメートルにつき100円
※市内を走行する場合は助成制度あり
※有料道路の通行料、有料駐車場の料金等は実費

◆問合先

栃木市社会福祉協議会 ☎(22)4457
本 社会福祉課(4月からは本障がい福祉課) ☎(21)2203

平成28年度 納期一覧のお知らせ

納期限内での納付に協力をお願いします。
()は納期限日・口座振替日です。

月	軽自動車税	固定資産税 都市計画税	市・県民税		国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	
			普通徴収	年金徴収	普通徴収	年金徴収
4月				4月 仮徴収		4月 仮徴収
5月	全期 (5月31日)	1期 (5月31日)				
6月			1期 (6月30日)	6月 仮徴収		6月 仮徴収
7月		2期 (8月1日)			1期 (8月1日)	
8月			2期 (8月31日)	8月 仮徴収	2期 (8月31日)	8月 仮徴収
9月		3期 (9月30日)			3期 (9月30日)	
10月			3期 (10月31日)	10月 本徴収	4期 (10月31日)	10月 本徴収
11月		4期 (11月30日)			5期 (11月30日)	
12月			4期 (1月4日)	12月 本徴収	6期 (1月4日)	12月 本徴収
1月					7期 (1月31日)	
2月				2月 本徴収	8期 (2月28日)	2月 本徴収
3月					9期(随時) (3月31日)	

◆問合先 本 収税課 ☎(21)2281